

「表紙共 14枚」

令和3年11月

定例総会議事録

日田市農業委員会

1 日 時 令和3年12月8日(水曜日) 午後2時00分

2 場 所 日田市役所7階 大会議室

3 出席委員

| | |
|-----------|------------|
| 1 番 石井照久 | 11 番 河津裕治 |
| 2 番 松原忠雄 | 12 番 川津清則 |
| 3 番 横田秀喜 | 13 番 財津満寿光 |
| 4 番 江藤義幸 | 14 番 中島浩司 |
| 5 番 左原三枝子 | 15 番 美野英俊 |
| 6 番 綾垣和子 | 16 番 伊藤明美 |
| 7 番 森 克男 | 17 番 原田文利 |
| 8 番 飯田 隆 | 18 番 財津政美 |
| 9 番 湯浅正徳 | 19 番 高瀬義徳 |
| 10 番 川津美利 | |

4 出席事務局職員

係総括 椋本富夫 主任 櫻木悠輔 主事 太郎良悠希 主事補 河野宏知

1 1月定例総会議事日程

- 1 開会および総会成立宣言
- 2 会長あいさつ
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 議案訂正
- 5 議案審議
 - 第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件
 - 第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件
 - 第3号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請の件
 - 第4号 農地法第5条の規定による許可申請の件
 - 第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件
 - 第6号 現況証明書（非農地証明書）の発行について
 - 第7号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について
 - 第8号 12月調査委員の選任について

- 6 報告
 - 第1号 農地法施行規則第53条第1項第14号該当による届出の件

- 7 その他
 - (1) 10月戸別訪問集計表について

(2) 12月現地調査

日 時 12月23日(木) 午前9時～
※ 調査委員

(3) 12月調査委員会

日 時 12月28日(火) 午前9時～
※ 会長、副会長、調査委員

(4) 12月定例総会

日 時 1月11日(火) 午後2時～
会 場 7階 大会議室

(5) 行事日程

12月21日(火) 常設審議委員会(大分市)

12月21日(火) 役員会

令和4年

1月21日(金) 第4回農地の利用集積・最適化推進大会
午後1時30分～ 別府ビーコンプラザ

- (6) その他
- ・「11月分農業委員会活動記録簿」の提出日
 - ・「11月戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日

| | |
|-----------------------|--|
| <p>事務局 (棕本富夫)</p> | <p>それでは定刻となりましたので、ただいまより定例総会を開会いたします。</p> <p>総会の成立でございますが、委員総数19名中出席委員19名で、日田市農業委員会会議規則第10条の規定により定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>また、会議に入ります前にお断りをさせていただきますが、議事進行上、発言をされる場合は挙手をして、議長が指名した後に発言されるようお願いいたします。</p> <p>携帯電話をお持ちの方は電源を切っていただくか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の総会を議事日程に従いまして進めさせていただきます。会議規則第8条により会長が会議の議長を務め、議事を整理することとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。</p> |
| <p>議長 (石井照久)</p> | <p>改めまして、こんにちは。本日は事務局長がお休みをいただいておりますことを報告いたします。それでは、ただ今から議事に入っていきますが、12月1日に大鶴公民館におきまして水稻の新品種の説明会がございました。その中で小野谷の方々で作られたお米の試食会がありましたが、暑さに強く収量はヒノヒカリよりだいぶ多いということでございます。名前はなつほのかでございます。今のように単価が下がり気味の時はやっぱり量の多いなつほのかが高温に強いということで、販売数量が上がるのではないかと考えております。</p> <p>また今日はですね、今年最後の定例総会でございます。慎重なご審議を最後までお願いいたします。それでは着座させていただきます。</p> <p>それでは、会議規則第17条により、議事録署名は議長から指名させていただくことに異議はございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> |
| <p>議長 (石井照久)</p> | <p>それでは、議事録署名委員は、4番、江藤義幸委員、16番、伊藤明美委員のお二方をお願いしたいと思います。</p> |

事務局
(棕本富夫)

それから、議案訂正がございましたら、事務局、お願いいたします。

はい、事務局からでございます。議案訂正でございますが、今回はすみません、合わせて4件ほどございます。

お手元のほうにですね、四角囲みで令和3年10月定例総会の議案訂正、という表題がついているA4の紙が1枚あるかと思いますが、まず前回11月8日に開催した分で訂正がございます。

議案の第1号、農地法第3条なんですけれども、これについては対象になる土地の大字が天瀬町馬原と表示すべきところが、馬原のみの記載になっておりますので訂正いたします。

それから2番目が議案第4号の農地法第5条の部分でございますけれども、これについては、譲受人の名前ですが、そちらの○さんの○の字が間違っておりましたので訂正いたします。

それから3番目がですね、議案第7号、現況証明書の部分ですが、これについては対象となる土地の字がハタと表示すべきところをハルと表示しておりました。2筆の現況証明の申請が出ておりましたが、1つはハル、もう1つがハタでしたが、両方ハルと表示しておりました。

こちらは前回分の議案でございますので、大変申し訳ないですが、お持ち帰りいただいて訂正をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

それから最後、1番下の四角囲みで、今回の議案訂正、12月8日開催という形で書いおりますが、この議案第5号、利用権の部分でございます。その25ページを開いていただいて、371番、土地の表示が大字渡里○ほか全部で4筆ですけれども、申請人が○さんと大分県農業農村振興公社の分でございます。こちらの字ですが、後ノ迫のノを平仮名で表示していますが、正しくはカタカナのノでございますので、こちらのほうの訂正をどうぞよろしく申し上げます。

すいません、ちょっと数が多くなって申し訳ないですが、議案訂正は以上でございます。

| | |
|------------------------|--|
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>ありがとうございます。</p> |
| <p>調査委員 (財津政美)</p> | <p>では早速、議案の審議に入りたいと思いますが、今回の調査委員は、8番の飯田隆委員、11番の河津裕治委員、18番の財津政美委員の3名でございます。それでは、財津政美委員に一言お願いいたします。</p> |
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>こんにちは、調査委員の財津です。11月25日に飯田委員と河津委員と事務局と現地を見て回りました。件数が多くて終わったのが5時を過ぎて真っ暗になりました。帰りは6時過ぎになりました。</p> |
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>それでは、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件、9件でございます。説明を事務局、お願いします。</p> |
| <p>事務局 (櫻木悠輔)</p> | <p>では、議案1ページ、73番、天瀬町合田○で、譲渡人が小国町の○さん、県外居住で農業ができないため譲り渡したいということで、譲受人が天瀬町合田の○さん、譲り受けて規模拡大したいということです。場所は、旧丸山小学校から少し南に入ったところになります。航空写真で見るとこのようになっておりまして、こちらが字図です。現在の状況はこのようになっております。</p> |
| <p></p> | <p>次に74番、有田○と○で、譲渡人が中尾町にお住まいの○さん、高齢のため農地の近くにお住まいの方に譲り渡したいということで、有田町の○さんが譲り受けて規模拡大したいということです。場所は日田の支援学校から須ノ原のほうに上って行く途中にあります。航空写真で見るとこのようになっておりまして、こちらが字図です。現在の状況はこのようになっております。</p> |
| <p></p> | <p>続いて2ページにいきまして、75番、前津江町柚木○ほか全部で7筆で、譲渡人が近所にお住まいの○さん、高齢で耕作ができないためお子さんに贈与がしたいということで、同じ世帯のお住まいの○さんが譲り受けるということです。場所は旧出野小学校の少し西側になります。航空写真で見るとこのようになっておりまして、こちらが7筆のうち東側にあります2筆の字図で、こちらが現在の状況です。続いて西側4筆の字図です。</p> |

こちらが現在の状況です。この小屋のようなものは、農業用の機械を入れていたり、あとは作業用のスペース、休憩場などになっています。続いて西側の1筆の字図と、こちらが現在の状況です。

続きまして、76番に行きまして、渡里の〇ほか全部で4筆で、譲渡人が清岸寺町の〇さん、体調不良のため譲り渡したいということで、譲受人が天神町の〇さん、譲り受けて規模を拡大したいということです。場所は高速道路の日田インターの裏手、〇の近くになります。航空写真で見るとこのようになっておりまして、こちらが字図です。この外側の青く囲んでいるところまでが今回の一連の取引に入っておりますが、3条で出ている部分は赤く囲んでいる場所、外側の青く囲んでいるところは農地法ではなくて、農業経営基盤強化法による所有権移転、中間管理機構である大分県の農業農村振興公社を通じた所有権移転となります。現在の状況はこのようになっております。こちらが道路を挟んで南側とこちらは北側の現在の状況です。

続きまして、77番に行きまして、大山町西大山〇と〇で、譲渡人が大山町の〇さん、体調不良のため譲り渡したいということで、譲受人が玉川町の〇さん、譲り受けて規模拡大したいということです。場所は旧大山中学校の南側になります。航空写真で見るとこのようになっておりまして、こちらが字図です。現在の状況はこのようになっております。

次が78番、東有田〇で、譲渡人が上諸留町の〇さん、高齢に加え後継者がおらず管理ができないため譲り渡したいということで、同じく上諸留町の〇さんが譲り受けて申請地に柚子を植えたいということです。場所は上諸留町の片峰集落の少し東側になります。航空写真で見るとこのようになっておりまして、こちらが字図です。現在の状況はこのようになっております。これはいちばん東側から見たものと、こちらが真ん中から西側に向かってみたところ です。

続いて4ページにいきまして、79番、前津江町大野〇です。譲渡人が田島町の〇さん、規模縮小のために譲り渡したいということで、城町2丁目の〇さんが譲り受けるということです。この〇さんは城町ということですが、ご実家と所有農地はこの近辺にあって農業をされているということです。場所は前津江の振興局から少し西に行ったところになります。航空写真で見るとこのようになっておりまして、こちらが字図です。現在の状況はこのようになっております。

| | |
|---|--|
| <p>議 長 (石井照久)</p> <p>事務局 (太郎良悠希)</p> <p>調査委員 (財津政美)</p> | <p>なかったらですね、この8件につきまして別紙チェックシートのとおり、農地法第3条第2項には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただけますか、ご賛同の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成ですので、第1号議案は原案どおり決定いたします。</p> <p>引き続きまして、議案第2号、農地法第4条ですね、6ページでございます。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の件、1件でございます。事務局、説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、議案6ページ、議案第2号、農地法第4条についてです。今月は1件申請がありました。番号23、大字高瀬〇、地目は台帳が田、現況が山林、面積が72㎡の第3種農地です。申請人は日田市琴平町の〇さんです。既に植林しているが許可を受けていなかったため申請するものです。追認案件ですので始末書を徴取いたします。場所は近くに〇さんや〇さんがございまして、バイパス沿いの赤く丸をしているところです。航空写真で見ると赤い半円状の土地でございます。字図で見るとこのようになっております。現況はこのような状況になっております。</p> <p>それでは、現地調査にご同行いただいた調査委員長からご意見をいただこうと思います。</p> <p>私たちが見た限り、特に問題ないと思います。</p> |
|---|--|

| | |
|------------------------|--|
| <p>事務局 (太郎良悠希)</p> | <p>ありがとうございました。それではチェックシートについてです。資料No. 1の4ページと5ページが農地法4条についてでございます。全ての項目に該当しないことが許可の要件ですが、書類や現地調査により確認できております。私から以上です。</p> |
| <p>議長 (石井照久)</p> | <p>ありがとうございます。事務局の議案説明にあるように追認ということでございます。皆さんの中で何かあればご発言いただきます。ありませんか。</p> |
| <p>議長 (石井照久)</p> | <p>なければですね、この件につきまして別紙チェックシートのとおり、農地法第4条第2項には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただけましょうか、ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。</p> |
| <p></p> | <p>(全員挙手)</p> |
| <p>議長 (石井照久)</p> | <p>ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号は原案どおり許可相当といたします。</p> |
| <p></p> | <p>続きまして、7ページ、議案第3号、農地法第5条の規定による事業計画変更申請の件、1件でございます。事務局、説明のほうをお願いいたします。</p> |
| <p>事務局 (太郎良悠希)</p> | <p>議案7ページ、議案第3号、農地法5条の計画変更についてです。今月は1件申請がありました。これまでに転用許可を受けた土地以外の農地も使う事業計画になったための申請です。</p> <p>番号2、まず変更前は、大山町西大山〇ほか4筆の計5筆で、地目は台帳、現況それぞれ田もしくは畑、面積が合計すると2,060.96㎡です。転用者は日田市大山町の〇さんです。この5筆2,060.96㎡を使い、〇さんの〇と〇、〇、〇を建てる計画で議案書にありますとおり既に許可を得ております。しかし、出店予定の企業との調</p> |

| | |
|---|--|
| <p>調査委員 (財津政美) 事務局 (太郎良悠希) 議 長 (石井照久)</p> <p>17番 (原田文利)</p> <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>整の結果、事業面積の拡大が必要となったとのことで議案書下半分の変更後のところですが、1番下に少しほかと分けて書いております大山町西大山〇、地目が台帳、現況ともに田、面積が2,199㎡、この1筆を加えるという変更の申請がなされております。これにより合計で4,259.96㎡を使い、先ほどの〇と〇、〇を建てるという計画に変わっております。今回、追加されるというご予定の〇そのものの転用許可の可否については、次の議案第4号でご審議いただきますので、既に許可を得た内容の変更、これを認めるかどうかをご審議いただければと思います。場所についてです。現在の〇の近くの赤く丸をしているところです。こちらが航空写真です。少し写真が古いものとなっておりますが、黄色の点線がこれまでに許可を得たところでございます。ここに赤の枠で囲んでおります土地を含めて、この赤と黄色のところ全体を使つての計画に変わるという内容でございます。字図で見るとこのような状況になっておりまして、現況の写真はこちらと、こういった状況になっております。</p> <p>それでは、現地調査にご同行いただいた調査委員長からご意見をいただこうと思います。</p> <p>私たちが見た限り特に問題ないと思います。</p> <p>ありがとうございました。私からは以上です。</p> <p>ありがとうございます。この件につきまして、何か変更でございますがご意見のある方おられますか。 原田委員どうぞ。</p> <p>面積ですけど、3,000㎡を超えるような形になりますけど、それは全体とみなしての許可ということで、県の協議とかそういうのは必要ないんですかね。</p> <p>2回にわたって今まで許可を出しておりまして、その中の建物の位置が変わったりということでございます。今回の申請についても問題ないと思います。</p> |
|---|--|

| | |
|--|--|
| <p>17番 (原田文利) 議長 (石井照久) 17番 (原田文利) 議長 (石井照久)</p> | <p>それでも最初からそういう全体計画であれば、ここでの決定という訳にはいかないんですよ。</p> <p>はい。</p> <p>はい、わかりました。</p> <p>ほかにご覧いませんか。よろしいですか。</p> <p>それではですね、議案第3号、事業計画変更申請の件、ご承認していただけますか。</p> <p>(はいの声)</p> |
| <p>議長 (石井照久)</p> | <p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、8ページですね、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の件、12件でございます。事務局、説明のほうをお願いいたします。</p> |
| <p>事務局 (太郎良悠希)</p> | <p>では、議案8ページ、議案第4号、農地法5条についてです。今月は12件申請がありました。</p> <p>まず、番号63、大字日高〇ほか3筆の計4筆で、地目は台帳、現況はそれぞれ田および畑、面積が合計で1,334㎡の第2種農地です。譲渡人は日田市天瀬町の〇さんで、譲受人は日田市小ヶ瀬町の〇さんです。申請地を譲り受け駐車場および資材置場として利用したいとのことでの申請です。場所は〇さん、〇さんのすぐ隣の赤く丸をしている道路沿いの土地です。航空写真で見るとこのようになっております。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。〇がちょっと一段高くなっている三角形の土地で里道を挟んで〇ということになってます。</p> |

この里道の部分はそのまま残すということで伺っております。ここから左を向いていった写真がこちらでございます。奥の○と○は、ちょっと写真の撮り方の都合で、おおよそこの辺りというふうに見ていただければと思います。

続いて、番号64、大字有田○と○で、地目は台帳、現況ともに田で、面積が合計で926㎡の第2種農地です。譲渡人は日田市有田町の○さんで、譲受人は日田市有田町の○さんです。申請地を譲り受け駐車場および資材置場として利用したいとのことでの申請です。こちらは○さんの事務所のすぐ裏手の土地でございます。航空写真で見るとこのようになっております。○がちょっと写真見えにくいのですが、四角くなっているところです。実際はこの後写真をごらんいただきますが、道より一段低くなっているところの進入路のような形になっております。こちらが字図です。現況の写真です。○が手前にあります。舗装されておりますがここは農道という考えで特に違反とかいうことではないと考えております。そこから奥、○です。ここから画面で言えば左側を向いたところがこういった状況になっております。

続いて、番号65です。丸山2丁目○で、地目は台帳、現況ともに畑、面積が518㎡の第3種農地です。譲渡人は日田市市ノ瀬町の○さんで、譲受人は日田市丸山1丁目の○さんです。申請地を譲り受け店舗および住宅として利用したいとのことでの申請です。こちらの案件につきましては、花月川の改修工事により、現在丸山1丁目にある店舗や住宅を移転することに伴っての申請です。また、この店舗についてですが、譲受人の方の息子さんが経営しておりますが、土地はお母様のお名前にするということでの申請です。場所のご説明です。月隈公園駐車場のすぐ前の土地になります。赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのようになっております。こちらが字図です。現況はこのような状況になっております。

続いて、番号66、大字高瀬○で、地目は台帳、現況ともに田、面積が2,066㎡の第3種農地です。譲渡人は福岡県福岡市の○さんで、譲受人は日田市淡窓1丁目の○さんです。申請地を譲り受け宅地分譲用地8区画として利用したいとのことでの申請です。近くには高瀬小学校がございましてその北側の赤く丸をしているところが申請地です。航空写真で見るとこのような形になっております。こちらが字図です。現況の写真です。

続いて、ページをめくっていただきまして、番号67です。大字庄手○と○で、地目は台帳、現状ともに田、面積が合計で435㎡の第3種農地です。譲渡人は日田市日ノ隈町の○さんで、譲受人は日田市田島本町の○さん

です。申請地を譲り受け賃貸用住宅2棟として利用したいとのことでの申請です。日隈公民館のすぐ前にあるところが申請地です。航空写真はこのような形になっております。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。

続いて、番号68です。こちらは先ほど議案第3号でご審議いただいた案件のものでございます。大山町西大山○で、地目は台帳、現況ともに田、面積が2,199㎡の第2種農地です。譲渡人は日田市大山町の○さんで、譲受人が日田市大山町の○さんです。申請地を譲り受け、この部分は店舗として利用したいとのことでした。先ほどご説明いたしましたように、この土地を含めた一帯を○や○、○として利用する計画のうち、この場所には○の一部と○ができる計画ということで伺っております。今からご覧いただくスライドは先ほどと同じものでございます。現在の○さんに近い赤く丸をしてところが申請地です。赤いところは申請されているところの航空写真です。字図で見るとこのようになっております。現況の様子です。

続いて、69番です。大字日高○、地目が台帳、現況ともに田、面積が945㎡の第3種農地です。譲渡人が福岡県福岡市の○さん、譲受人が日田市城町2丁目の○さんです。申請地を譲り受け宅地分譲用地4区画として利用したいとのことでの申請です。こちらは先ほど3条で畔の半分を譲り受けるという申請があったその隣の農地でございます。近くには○さん、○さんなどがございまして赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのような形になっております。こちらが字図です。現況の写真はこのようになっております。この点線になっている部分に、先ほどの3条の申請がございましたコンクリートになっている畔の部分がございます。

続いて、番号70です。大字高瀬○ほか2筆の計3筆で、地目は台帳、現況ともに田、面積が合計で937㎡の第3種農地です。譲渡人は○、○は日田市銭湊町の○さんで、○は日田市高瀬本町の○さんです。譲受人は日田市田島本町の○さんです。申請地を譲り受け宅地分譲用地5区画として利用したいとのことでの申請です。こちらは近くに南部中学校だったり日田高瀬郵便局さんだったりがございます、赤く丸をしているところでございます。航空写真で見るとこのような形になっております。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。写真の撮り方の都合で、本来面積が23㎡の○がかなり大きく見えておりますが、位置関係などはこのように3筆並んでいるというふうに見ていただければと思います。

では、ページをめくっていただきまして、番号71です。天瀬町赤岩○ほか3筆の計4筆で、地目は台帳、現況それぞれ田、または畑、面積が合計で2,747㎡の第2種農地です。譲渡人は福岡県北九州市の○さんです。譲

受人は長崎県諫早市の○さんです。申請地を譲り受け、○は駐車場、その他は浴場、お風呂ですね、と植林用地として利用したいとのことでの申請です。まず場所のご説明をいたします。旧桜竹小学校から少し上っていった赤く丸をしているところが申請地でございます。航空写真で見るとこのようになっております。○、この部分が駐車場です。一つ道を挟んだ段でいえば川に近いほうで下がってるところなんですけど、この一帯を浴場だったり植林用地として使うご予定ということです。○さんですが、○、ここですね、航空写真で見ると、建物が建っているのが見えると思いますが、ここは空き家になっておりまして、ここを改修しテレワークスペースとして運営していくということです。なので、○さんの社員の方がここに来てテレワークするというよりは、ここをスペースとして提供し、利用者を募るといような計画でございます。これに伴い隣接している○、ここは駐車場、他の3筆は一部を浴場として利用し、残りの部分はコナラを植えて管理するとのことです。また、○さんは職業の欄には建設業となっておりますが、法人の登記や定款を見ますと、今申し上げたような事業を手がけるという内容を含んでおります。航空写真がこちらでございます、こちらが字図です。黄色くなっている部分が今回の申請地です。まず○の現況の写真はこのようになっております。ちょうど○という文字を打ってあるあたりのほうに進んでいった写真がこちらでございます。恐らく住宅を過去に建てたときの残地のような形だったのではないかと推測できる状況ではございますが、このようになっております。写っております倉庫といいますか小屋といいますか、こちらについては農業用の資材等を入れていたのだろうということで特に違反転用されているというふうにはとっておりません。そのさらに奥に進むとこのような状況になっております。こちらがもう1つといいますか、道の下のところですね、○、○、○、この辺になっております。この写真を撮ったところからそのまま右を見ると土地がこのような形で続いている、こういった状況になっております。

では、72番に移ります。大字庄手○ほか2筆の計3筆で、地目は台帳、現況ともに田、面積が合計で3,799㎡の第3種農地です。譲渡人は○と○が兵庫県にお住まいの○さんで、○は日田市中釣町にお住まいの○さんです。譲受人は日田市田島本町の○さんです。申請地を譲り受け宅地分譲用地18区画として利用したいとのことでの申請です。こちらは3,000㎡を超えておりますので、農業委員会での審議で認められれば、でございますが、大分県のほうでございます常設審議委員会の答申を受けて、許可に至るといことになっておりますので、3,000㎡未満の案件より少し許可までのプロセスが多くなっております。場所は三隈中学校のおよそ向かいに位

置する赤く丸をしているところです。こちらが航空写真です。この赤く囲んでいる3筆が申請地です。こちらが字図です。まず○がございまして、このまま左を向くと、○、間に里道が入っておりまして○、その奥に○というような位置になっております。里道部分について確認しましたところ、形質の変更、アスファルトを敷いたり、水路の部分に蓋をかけたりということはする予定のようですが、道としては残すということで伺っております。このまま左を向きますと○、このようになっております。○はこのようにちょっと管理されていないかなという状況でございます。

続いて、番号73です。大字庄手○で、地目は台帳、現況ともに田、面積が235㎡の第3種農地です。譲渡人は日田市中釣町の○さんです。譲受人は愛知県名古屋市の○さんです。申請地を譲り受け、資材置場用地として利用したいとのことでの申請です。譲受人の方が愛知県にお住まいということですが、ご事情を伺ったところ、この方のお父様が建築関係のお仕事をされているということで資材を置くために土地を取得しようということですが、もうあらかじめ子供さんの名前にしておきたいというご意向でこういった申請になっております。場所は日隈小学校と三隈中学校のおおよそ中間に位置する赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのような形になっております。こちらが字図で、見づらいかもかもしれませんが、この赤の部分がもともと1筆だったのを、今回分筆して左半分が今回の73番の案件でございます。現況の写真はこのようになっております。

続いて、74番です。大字庄手○、地目は台帳、現況ともに田、面積が259㎡の第3種農地です。譲渡人は日田市中釣町の○さんで、譲受人は日田市中釣町の○さんです。申請地を譲り受け資材置場用地として利用したいとのことでの申請です。譲受人の方が営む事業の資材を置くという計画を伺っております。73番の案件の隣接地、隣の土地です。日隈小学校と三隈中学校の間の赤く丸をしているところで、航空写真で見ると、こちらは赤く印をつけているところです。こちらの右半分が74番の案件の字図でございます。現況の写真はこのようになっております。里道と水路を二つまたいで、その土地へ資材を運ぶ計画ということで伺っておりまして、その場合必要な土木課での手続は、今順調に進んでいるということで伺っております。

それでは、現地調査にご同行いただいた調査委員長からご意見をいただこうと思います。

| | |
|--|--|
| <p>調査委員 (財津政美) 事務局 (太郎良悠希)</p> | <p>いろいろ私たちが見た限り特に問題はありませんでした。</p> <p>ありがとうございます。それではチェックシートについてです。チェックシートは6ページからでございます。全ての項目に該当しないことが許可の条件ですが、書類や現地調査によって該当しないことを確認しております。私からは以上です。</p> |
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>ありがとうございました。この件、12件ですね、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の件、12件でございましたが、何かこの件に関しましてご質問等ある方は挙手をお願いいたします。 小山委員どうぞ。</p> |
| <p>推進委員 (小山一善) 事務局 (太郎良悠希)</p> | <p>番号69の譲渡人のこれは、仕事は土業という仕事ですか。</p> <p>69番の方の土業ですね。例えば弁護士さんだったり、行政書士さんだったり、土のつくお仕事、資格を持ってされてる方のことだと思います。これ以上の詳しいところは申請書に書かれてなかったもので、そのまま土業というふうに記載させていただいております。</p> |
| <p>推進委員 (小山一善) 議 長 (石井照久)</p> | <p>はい、わかりました。</p> <p>ほかに何かございませんか。なければですね、この件に関しまして12件ですね、別紙チェックシートのとおり、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただきましょうか、ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。</p> |

| | |
|------------------------|--|
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第4号は、原案どおり許可相当といたします。</p> <p>調査委員長は終了でございますが、一言お願いいたします。</p> |
| <p>調査委員 (財津政美)</p> | <p>初めての調査委員長をしたので、よくわからなかったですけど、今回の調査、夕方5時で、5時のサイレンと一緒に終わりましたのでみんな苦勞しました。暗くなってから帰ったときはもう真っ暗で6時を過ぎました。今月は多くてですね、そうになりましたので、よろしくをお願いします。</p> |
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>はい、ありがとうございます。お疲れでございました。</p> <p>それではですね、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件でございます。新規7件、再設定13件、新規変更1件、所有権移転1件、中間管理機構一括方式1件、中間管理事業一括方式再設定1件、中間管理事業一括方式変更6件で、解約2件でございますが、議事参与の方がおられますので退出をお願いしたいと思います。議事のほうは先にこの2件につきまして先に審議をいたしたいと思えます。議事参与の方ですね○委員と、○委員ですね、退室をお願いしたいと思います。</p> <p>(○委員、○委員、退席)</p> |
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>ありがとうございます。それではですね、○ページ、No.○、借り手で○の件、それから、○ページ、No.○、借り手、○の件でございますが、よろしいでしょうか。</p> |

| | |
|-----------------------|--|
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>(はいの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>(○委員、○委員、着席)</p> |
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>それでは、それぞれの委員のエリアにおいてご確認をお願いいたします。問題があれば、挙手をしてご発言願いたいと思います。</p> <p>よろしいでしょうか。なければ、計画要請の内容は別紙チェックシートのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号及び基本構想の各要件を満たしていると考えます。ご意見がなかったらご承認いただきましょうか。</p> <p>(はいの声)</p> |
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、31ページでございます。議案第6号、現況証明書、非農地証明書の発行につきまして、3件でございます。事務局、説明をお願いします。</p> |
| <p>事務局 (河野宏知)</p> | <p>では、議案31ページ、議案第6号、現況証明書、非農地証明書の発行についてです。今月は3件申請がありました。</p> |

まず最初に、番号42、大字堂尾〇で、地目は台帳が畑、現況が宅地、面積が147㎡です。申請人は福岡県の〇さんです。申請理由は、平成元年8月2日に駐車場用地として農地法第5条の許可を受けたものの、登記地目を変更しないまま許可書を紛失したため申請するもので、発行基準2に該当するものです。場所のご説明をいたします。少し離れていますが清掃センターがありまして、赤く丸で囲っているところが今回の申請地となっております。こちらが航空写真です。こちらが字図です。こちらが現況の写真となっております、現況は許可どおり駐車場用地となっておりますので問題ないかと思えます。

続きまして、番号43、大字上野〇ほか3筆で、地目は台帳が田、現況は原野、面積が合計で3,804㎡です。申請人は日田市三本松1丁目の〇さんと、熊本県の〇さんです。申請理由は現況に合わせて地目を整理するため、発行基準4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。場所のご説明をいたします。上野浄水場の近くに赤く丸で囲っているところが〇と〇で、上野浄水場から北西のほうに進みまして、赤く丸で囲っているところが〇と〇となっております。こちらが〇と〇の航空写真で、こちらが字図となっております。こちらが〇の現況の写真で、こちらが〇の現況の写真となっております、雑草や雑木などが繁殖しているような状態となっております。こちらが〇と〇の航空写真で、こちらが字図です。こちらが〇の現況の写真で、こちらが〇の現況の写真となっております、こちらも同じように雑木や雑草が繁殖しているような状態となっております。

ページをめくっていただきまして、番号44、大字有田〇で、地目は台帳が田、現況は山林で、面積が2,574㎡です。申請人は日田市三ノ宮町1丁目の〇さんです。申請理由は、平成2年3月31日に杉植栽用地として農地法第4条の許可を受けたものの、登記地目を変更しないまま許可書を紛失したため、申請するもので、発行基準2に該当するものです。申請地の説明をいたします。〇さんがありまして、そこから道を真っすぐ進みまして、赤く丸で囲っているところが申請地となります。こちらが航空写真です。こちらが字図です。こちらが現況の写真となっております、許可どおり杉を植栽しているような状態となっております。

以上の案件につきまして、各地区ご担当の推進委員さんからご意見をいただこうかと思えます。

| | |
|--|--|
| <p>推進委員 (高倉 等)</p> | <p>農地委員の高倉です。11月22日に現地を確認しました。申請どおり、目的どおりに車庫として利用されております。何も問題ないと思います。</p> |
| <p>推進委員 (三笥成一)</p> | <p>43番の2件ですが、この2か所は、毎年、農地パトロールでB判定にしましたので、ようやくしてくれたなということで、ほっとしております。これはもうどう考えても農地には復旧は難しいと思いますので、許可が妥当と思います。以上です。</p> |
| <p>推進委員 (中嶋ひとみ)</p> | <p>道もないような山林の真ん中で、木を植えても周りには影響は全くないと思いますし、また許可も出して申請許可も出していたということもあって、問題ないと思っております。</p> |
| <p>事務局 (河野宏知) 議 長 (石井照久)</p> | <p>ありがとうございました。私からは以上となります。</p> <p>ありがとうございます。事務局の報告にあるように、発行してよろしいのではないかと考えてございますが、皆さん何かご質問のある方は挙手をしていただきたいと思います。よろしいですか。</p> |
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>(はいの声)</p> <p>ありがとうございます。それでは、議案第6号、現況証明、非農地証明書の発行について、発行するようにいたします。</p> <p>続きまして、33ページ、議案第7号、相続税の納税猶予に関する適格者証明書について、1件でございます。事務局、説明お願いいたします。</p> |

| | |
|------------------------|--|
| <p>事務局 (河野宏知)</p> | <p>では、33ページ、議案第7号、相続税の納税猶予に関する適格者証明書についてです。こちらは、農業を営んでいた方が亡くなり、その相続人が農地等を相続し農業を継続する場合などに、相続税の納付が猶予される制度がございまして、このことを証明するものとなります。今月は1件申請がありました。</p> |
| | <p>番号1、大字三和〇ほか4筆、地目は台帳、現況ともに田及び畑で面積が合計で6,135㎡です。申請人は日田市天神町の〇さんです。相続税の納税猶予を受けるために申請するものです。場所のご説明をいたします。〇の東側に〇と〇がありまして、〇の西側に〇があります。そして、〇さんの近くに赤く丸で囲っているところが〇で、〇の近くに赤く丸で囲っているところが〇となります。こちらが〇と〇の航空写真で、こちらが字図です。こちらが〇の現況の写真で、こちらが〇の現況の写真で現在トラクターで耕うんしていることを確認できました。続きまして、〇の航空写真で、こちらが字図です。こちらが〇の現況の写真で、現在、耕作していることを確認できました。こちらが〇の航空写真で、こちらが字図です。こちらが〇の現況の写真で、現在トラクターで耕うんしていることを確認できました。続きまして、〇の航空写真で、こちらが字図です。こちらが〇の現況の写真で、現在は梨を植栽しているような状態となっております。</p> |
| <p>推進委員 (諫山文彦)</p> | <p>以上の案件につきまして、現地調査にご同行いただいた諫山委員からご意見をいただこうかと思っております。</p> <p>はい、農地委員の諫山です。先月の24日に現地の確認に行きまして、5筆あるんですが、きちっと耕作されており問題ないと思います。</p> |
| <p>事務局 (河野宏知)</p> | <p>ありがとうございました。私からは以上となります。</p> |
| <p>議長 (石井照久)</p> | <p>33ページの議案第7号でございます。相続税の納税猶予に関する適格者証明書についてでございます。1件でございました。何かご質問等ありますか。</p> |

| | |
|-----------------------|---|
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>(ありませんの声)</p> <p>それでは、適格者証明を発行してよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p> |
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、34ページ、議案第8号、12月調査委員の選任につきまして、日田市農業委員会委員の現地調査実施要綱第3条の規定に基づき選任するものでございます。私のほうから指名してよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p> |
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>それではですね、2番、松原忠雄委員、7番、森克男委員、19番、高瀬義徳委員の3名の方をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p> |
| <p>議 長 (石井照久)</p> | <p>続きまして、6番、報告です。事務局、説明をお願いします。</p> <p>報告第1号 農地法施行規則第53条第1項第14号該当による届出の件</p> |

7番 その他

(1) 10月戸別訪問集計表について

(2) 12月現地調査

日 時 12月23日(木) 午前9時～

※ 調査委員

(3) 12月現地調査

日 時 12月28日(火) 午前9時～

※ 会長、副会長、調査委員

(4) 12月定例総会

日 時 1月11日(火) 午後2時～ 会 場：7階 大会議室

(5) 行事日程

12月21日(火) 常設審議委員会(大分市)

12月21日(火) 役員会

令和4年

1月21日(金) 第4回農地の利用集積・最適化推進大会

午後1時30分～ 別府ビーコンプラザ

- (6) その他
- ・「11月分農業委員会活動記録簿」の提出日
 - ・「11月戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日

これで、本日のすべての日程を終わります。お疲れ様でした。

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和4年1月11日

議 長 会 長

署 名 委 員 4 番

署 名 委 員 1 6 番